

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

2022年12月21日
独立行政法人国際観光振興機構
理事長 清野 智
(公印省略)

記

1. 入札の対象

2023年度 JNTO 旅費精算業務

2. 入札参加者の資格

次の(1)及び(2)に該当し、且つ当機構の規程に定められている競争参加者不適格者に該当しない者。

- (1) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争入札執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認定された者
- (2) 入札説明書の交付を受けた者

3. 入札説明書の交付場所

交付期間：この公告の日から2023年1月10日(火) 17時00分まで

受付時間：平日9時30分～17時00分

交付場所：独立行政法人国際観光振興機構

(東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ1階総合受付)

希望者には電子メールにより交付する。末尾の問合せ先まで電子メールにて依頼すること。

※入札説明書の交付時に全省庁統一資格の資格審査結果通知書及びその者の概要を説明する資料(会社概要など)並びに応募条件を証明する資料(認証の写しなど)を提出すること(電子メールによる交付を希望する場合は、依頼メールに添付すること)。当該通知書を有しない場合は、競争参加資格の認定を示す証明書等を提出すること。

4. 入札執行の日時及び場所

日時：2023年1月11日(水) 11時00分～

場所：独立行政法人国際観光振興機構 会議室

(東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER 10階)

※入札説明書の交付場所と建物が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

5. 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出するこ

と。

6. 落札者の決定

入札終了後、直ちに開札し、当機構が設定する予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、2023年度に係る業務の実施については、当該年度予算の成立を条件とする。

7. 契約書の作成

落札者とは、契約書の取り交わしを行う。
その他、詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高。
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上

問い合わせ先：総務部 一柳・高橋・平井・館
電話：03-5369-3341
電子メール：keiyaku@jnto.go.jp